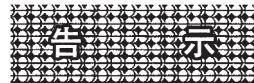


点（埴科郡坂城町大字上五明字中村433番1地先）まで（バイパス）の区間に限る。）、県道伊那箕輪線、県道森篠ノ井線、長野県道運動公園通り線、長野市道平林古野線又は長野市道運動公園西通り線を通行した自動車に対するこの規則による改正後の長野県道路交通法施行細則（以下「改正後の規則」という。）第12条第1項の規定の適用については、同項中「4.1メートル」とあるのは、「3.8メートル」とする。

3 附則第1項ただし書に規定する改正規定の施行の日前に一般国道20号（一般国道20号との交差点（茅野市宮川字中野6633番1地先）から一般国道20号との交差点（茅野市宮川字家下4489番4地先）まで（バイパス）の区間に限る。）を通行した自動車に対する改正後の規則第12条第1項の規定の適用については、同項中「4.1メートル」とあるのは、「3.8メートル」とする。

交通規制課



長野県告示第185号

救急病院等を定める省令（昭和39年厚生省令第8号）第1条の規定により認定した救急病院は、次のとおりです。

平成23年3月28日

長野県知事 阿部 守一

名 称	所 在 地	認定の有効期限
佐久市立国保 浅間総合病院	佐久市岩村田1862-1	平成26年3月19日

医療推進課

長野県告示第186号

介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項本文の規定による指定居宅サービス事業者の指定及び同法第53条第1項本文の規定による指定介護予防サービス事業者の指定を次のとおり事業所ごとに行いました。

平成23年3月28日

長野県知事 阿部 守一

1 指定居宅サービス事業者

(1) 訪問介護

事業者の名称	事業所の名称	事業所の所在地	指定した年月日
株式会社エコタウン信州	エコタウンケアセンター	茅野市宮川11400番地1	平成23年3月16日

(2) 通所介護

事業者の名称	事業所の名称	事業所の所在地	指定した年月日
特定非営利活動法人ローカル・コミュニティ	宅老所いっぽ	松本市新村214番地2	平成23年3月16日

2 指定介護予防サービス事業者

(1) 介護予防訪問介護

事業者の名称	事業所の名称	事業所の所在地	指定した年月日
株式会社エコタウン信州	エコタウンケアセンター	茅野市宮川11400番地1	平成23年3月16日

(2) 介護予防通所介護

事業者の名称	事業所の名称	事業所の所在地	指定した年月日
特定非営利活動法人ローカル・コミュニティ	宅老所いっぽ	松本市新村214番地2	平成23年3月16日

健康長寿課介護支援室

長野県告示第187号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可しましたので、同条第2項において準用する同法第62条第1項の規定により、次のとおり告示します。

平成23年3月28日

長野県知事 阿部 守一

1 施行者の名称

茅野市

2 都市計画事業の種類及び名称

茅野都市計画下水道事業 茅野市公共下水道

3 事業実施期間

昭和50年2月12日から

平成25年3月31日まで

4 事業地

(1) 収用の部分
変更なし
(2) 使用の部分
昭和50年長野県告示第69号、昭和54年長野県告示第267号、昭和54年長野県告示第665号、昭和56年長野県告示第393号、昭和57年長野県告示第607号、昭和59年長野県告示第307号、昭和61年長野県告示第332号、昭和62年長野県告示第582号、昭和62年長野県告示第836号、平成3年長野県告示第101号、平成4年長野県告示第788号、平成8年長野県告示第314号、平成9年長野県告示第66号、平成11年長野県告示第77号、平成14年長野県告示第174号、平成17年長野県告示第351号、平成20年長野県告示第159号及び平成21年長野県告示第475号の事業地のうち、北山字下橋場を削り、北山字前寺地坊、字山鳥居、字山の神、字八坪、字新水坊、字仔放し、字ズミノ木久保、字山桑比良、字汐下、字榎畠、字戸尻川、字角田、字川向、字宮ノ木、字新井、字川久保及び字廣田地内において事業地を変更する。

生活排水課

生活排水課

長野県告示第188号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可しましたので、同条第2項において準用する同法第62条第1項の規定により、次のとおり告示します。

平成23年3月28日

長野県知事 阿部 守一

1 施行者の名称

上松町
木曽広域連合

2 都市計画事業の種類及び名称

上松都市計画下水道事業 上松町公共下水道

3 事業施行期間

平成11年4月1日から
平成28年3月31日まで

4 事業地

- (1) 収用の部分
変更なし
(2) 使用の部分
変更なし

生活排水課

長野県告示第189号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可しましたので、同条第2項において準用する同法第62条第1項の規定により、次のとおり告示します。

平成23年3月28日

長野県知事 阿部 守一

1 施行者の名称

小布施町

- 2 都市計画事業の種類及び名称
須坂都市計画下水道事業 小布施町公共下水道
3 事業施行期間
昭和61年1月9日から
平成28年3月31日まで
4 事業地
(1) 収用の部分
変更なし
(2) 使用の部分
変更なし

生活排水課

長野県告示第190号

中小企業融資規程（昭和52年長野県告示第176号）の一部を次のように改正し、平成23年3月28日以降の貸付けに係る貸付金から適用します。

平成23年3月28日

長野県知事 阿部 守一

別表の経営健全化支援資金の項中

3,000万円	年1.80%
---------	--------

3,000万円	年1.80%
---------	--------

]

「

3,000万円	年1.80% ただし、知事が特に認める のについては、 年1.30%
---------	---

 」
を に改める。

経営支援課

長野県告示第191号

農林水産大臣から、次の森林を保安林予定森林にする旨の通知を受けましたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示します。

平成23年3月28日

長野県知事 阿部 守一

1 保安林予定森林の所在場所

長野市中条住良木字ゆづゑ2891、2893の1、2896の1、2897の1、2898、2967の4

2 指定の目的

土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

〔次のとおり〕は、省略し、その関係書類を長野県林務部森林づくり推進課及び長野市役所に備え置いて縦覧に供する。)

森林づくり推進課

長野県告示第192号

農林水産大臣から、次の森林を保安林予定森林にする旨の通知を受けましたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示します。

平成23年3月28日

長野県知事 阿部守一

1 保安林予定森林の所在場所

岡谷市川岸字唐沢5211の4、5211の6

2 指定の目的

土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齡以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を長野県林務部森林づくり推進課及び岡谷市役所に備え置いて縦覧に供する。）

森林づくり推進課

長野県告示第193号

農林水産大臣から、次の森林を保安林予定森林にする旨の通知を受けましたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示します。

平成23年3月28日

長野県知事 阿部守一

1 保安林予定森林の所在場所

安曇野市明科東川手10452から10454まで、10455の1、10455の2、10456の2

2 指定の目的

土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齡以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を長野県林務部森林づくり推進課及び安曇野市役所に備え置いて縦覧に供する。）

森林づくり推進課

長野県告示第194号

農林水産大臣から、次の森林を保安林予定森林にする旨の通知を受けましたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示します。

平成23年3月28日

長野県知事 阿部守一

1 保安林予定森林の所在場所

下伊那郡大鹿村大字大河原2690、5066の1、5066の3

2 指定の目的

土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齡以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を長野県林務部森林づくり推進課及び大鹿村役場に備え置いて縦覧に供する。）

森林づくり推進課

長野県告示第195号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第6条第1項の規定により、土砂災害の発生原因が土石流である土砂災害警戒区域を次のとおり指定します。

平成23年3月28日

長野県知事 阿部守一

1 土砂災害警戒区域の名称

胡桃沢川

2 指定の区域

上田市のうち別図に示す区域（別図は省略し、長野県建設部砂防課、長野県上田建設事務所及び長野県千曲建設事務所に備え置いて縦覧に供します。）

砂防課

長野県告示第196号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第6条第1項の規定により、土砂災害の発生原因が土石流である土砂災害警戒区域を次のとおり指定します。

平成23年3月28日

長野県知事 阿部守一

1 土砂災害警戒区域の名称

出浦沢川北、出浦沢川支流、出浦沢川、福沢川支流（1）、権現沢、さらら沢、福沢川、入山の沢、福沢川支流（2）、小網沢川北、小網沢川支流（1）、小網沢川、小網沢川支流（2）及び

胡桃沢川

2 指定の区域

埴科郡坂城町のうち別図に示す区域（別図は省略し、長野県建設部砂防課及び長野県千曲建設事務所に備え置いて縦覧に供します。）

砂防課

長野県告示第197号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第8条第1項の規定により、土砂災害の発生原因が土石流である土砂災害特別警戒区域を次のとおり指定します。

平成23年3月28日

長野県知事 阿部守一

1 土砂災害特別警戒区域の名称

胡桃沢川

2 指定の区域

上田市のうち別図に示す区域（別図は省略し、長野県建設部砂防課、長野県上田建設事務所及び長野県千曲建設事務所に備え置いて縦覧に供します。）

3 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令（平成13年政令第84号）第4条に規定する衝撃に関する事項

別図に記載するとおり

砂防課

長野県告示第198号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第8条第1項の規定により、土砂災害の発生原因が土石流である土砂災害特別警戒区域を次のとおり指定します。

平成23年3月28日

長野県知事 阿部守一

1 土砂災害特別警戒区域の名称

出浦沢川北、出浦沢川支流、福沢川支流（1）、福沢川支流（2）、小網沢川北、小網沢川支流（1）、小網沢川支流（2）及び胡桃沢川

2 指定の区域

埴科郡坂城町のうち別図に示す区域（別図は省略し、長野県建設部砂防課及び長野県千曲建設事務所に備え置いて縦覧に供します。）

3 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令（平成13年政令第84号）第4条に規定する衝撃に関する事項

別図に記載するとおり

砂防課

長野県告示第199号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第6条第1項の規定により、土砂災害の発生原因が急傾斜地の崩壊である土砂災害警戒区域を次のとおり指定します。

平成23年3月28日

長野県知事 阿部守一

1 土砂災害警戒区域の名称

天狗神社前

2 指定の区域

上田市のうち別図に示す区域（別図は省略し、長野県建設部砂防課及び長野県上田建設事務所及び長野県千曲建設事務所に備え置いて縦覧に供します。）

砂防課

長野県告示第200号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第6条第1項の規定により、土砂災害の発生原因が急傾斜地の崩壊である土砂災害警戒区域を次のとおり指定します。

平成23年3月28日

長野県知事 阿部守一

1 土砂災害警戒区域の名称

天狗神社前、小網1、小網（3）、網掛1、網掛2、網掛（5）、網掛（6）、網掛（1）、網掛（8）、網掛（9）、上平（1）、上五明農山、上平（2）、上平（3）及び上平（4）

2 指定の区域

埴科郡坂城町のうち別図に示す区域（別図は省略し、長野県建設部砂防課及び長野県千曲建設事務所に備え置いて縦覧に供します。）

砂防課

長野県告示第201号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第8条第1項の規定により、土砂災害の発生原因が急傾斜地の崩壊である土砂災害特別警戒区域を次のとおり指定します。

平成23年3月28日

長野県知事 阿部守一

1 土砂災害特別警戒区域の名称

天狗神社前

2 指定の区域

上田市のうち別図に示す区域（別図は省略し、長野県建設部砂防課、長野県上田建設事務所及び長野県千曲建設事務所に備え置いて縦覧に供します。）

3 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令（平成13年政令第84号）第4条に規定する衝撃に関する事項

別図に記載するとおり

砂防課

長野県告示第202号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成12年法律第57号)第8条第1項の規定により、土砂災害の発生原因が急傾斜地の崩壊である土砂災害特別警戒区域を次のとおり指定します。

平成23年3月28日

長野県知事 阿部 守一

1 土砂災害特別警戒区域の名称

天狗神社前、小網1、小網(3)、網掛1、網掛2、網掛(5)、網掛(6)、網掛(7)、網掛(8)、網掛(9)、上平(1)、上平明農山、上平(2)、上平(3)及び上平(4)

2 指定の区域

埴科郡坂城町のうち別図に示す区域(別図は省略し、長野県建設部砂防課及び長野県千曲建設事務所に備え置いて縦覧に供します。)

3 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令(平成13年政令第84号)第4条に規定する衝撃に関する事項

別図に記載するとおり

砂防課

長野県大町建設事務所告示第1号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定により、次のとおり道路の区域を決定します。

その関係図面は、告示の日から平成23年4月11日まで、長野県建設部道路管理課及び長野県大町建設事務所において、一般の縦覧に供します。

平成23年3月28日

長野県大町建設事務所長 小林 康成

1 道路の種類 県道

2 路線名 長野大町線

3 道路の区域

区間	敷地の幅員	延長
大町市平5002番の1地先から	m	km
大町市大町1514番の1地先まで	7.3～16.0	0.9028

道路管理課

長野県佐久建設事務所告示第8号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定により、次のとおり道路の区域を変更します。

その関係図面は、告示の日から平成23年4月11日まで、長野県建設部道路管理課及び長野県佐久建設事務所佐久北部事務所において、一般の縦覧に供します。

平成23年3月28日

長野県佐久建設事務所長 戸田 明宏

1 道路の種類 県道

2 路線名 借宿小諸線

3 道路の区域

区間	新旧別	敷地の幅員	延長
佐久市小田井字西屋敷346番地先から 佐久市小田井字西屋敷384番地先まで	旧	6.1～15.0	0.2445
同 上	新	8.3～15.0	0.2445

道路管理課

長野県安曇野建設事務所告示第1号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定により、次のとおり道路の区域を変更します。

その関係図面は、告示の日から平成23年4月11日まで、長野県建設部道路管理課及び長野県安曇野建設事務所において、一般の縦覧に供します。

平成23年3月28日

長野県安曇野建設事務所長 中山 茂

1 道路の種類 県道

2 路線名 塚原穂高停車場線

3 道路の区域

区間	新旧別	敷地の幅員	延長
安曇野市穂高柏原1024番の1地先から	旧	4.0～54.0	km 0.1527
安曇野市穂高柏原1000番の1地先まで		11.1～13.0	0.1303
同 上	新	11.1～13.0	0.1303

道路管理課

長野県大町建設事務所告示第2号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定により、次のとおり道路の区域を変更します。

その関係図面は、告示の日から平成23年4月11日まで、長野県建設部道路管理課及び長野県大町建設事務所において、一般の縦覧に供します。

平成23年3月28日

長野県大町建設事務所長 小林 康成

1 道路の種類 一般国道

2 路線名 406号

3 道路の区域

区間	新旧別	敷地の幅員	延長
大町市大町1508番の19地先から 大町市平5337番の1地先まで	旧	m 7.3~16.0	km 0.9308
同上	新	m 7.3~16.0 12.0~40.0	km 0.9308 1.4522

道路管理課

長野県佐久建設事務所告示第9号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次のとおり道路の供用を開始します。

その関係図面は、告示の日から平成23年4月11日まで、長野県建設部道路管理課及び長野県佐久建設事務所佐久北部事務所において、一般の縦覧に供します。

平成23年3月28日

長野県佐久建設事務所長 戸田明宏

1 路線名 借宿小諸線

2 供用を開始する区間

佐久市小田井字西屋敷346番地先から

佐久市小田井字西屋敷384番地先まで

3 供用を開始する期日 平成23年3月28日

道路管理課

長野県教育委員会告示第3号

文化財保護条例（昭和50年長野県条例第44号）第4条第1項及び第19条第1項の規定により、次のとおり長野県宝及び長野県無形文化財に指定し、同条第2項の規定により、当該長野県無形文化財の保持者として認定します。

平成23年3月28日

長野県教育委員会

1 長野県宝に指定する文化財

名称	員数等	所在地	所有者の住所及び氏名又は名称
旧長野地方裁判所松本支部 庁舎附	門 1基 掲示板 1基	松本市大字島立2196番地1	松本市
社宮司遺跡出土木造六角宝幢	1基	千曲市大字屋代260番地6	長野県

旧長野地方裁判所松本支部庁舎1棟（昭和60年長野県教育委員会告示第4号）に上記旧長野地方裁判所松本支部庁舎附門1基及び掲

示板1基を追加し、次のように改めます。

名称	員数等	所在地	所有者の住所及び氏名又は名称
旧長野地方裁判所松本支部 庁舎	1棟 附門 1基 掲示板 1基	松本市大字島立2196番地1	松本市

2 長野県無形文化財に指定する文化財及びその保持者として認定する者

名称	保持者	
	氏名	住所
日本刀制作技術	宮入法廣	東御市八重原2番地339

文化財・生涯学習課

長野県教育委員会告示第4号

昭和46年長野県教育委員会告示第9号（長野県天然記念物の指定）の一部を次のように改正します。

平成23年3月28日

長野県教育委員会

表の名称の欄中「高鳥谷神社社叢」を「高鳥谷神社社叢」に改めます。

文化財・生涯学習課

選告示第13号

長野県選挙事務取扱規程（昭和38年選告示第4号）の一部を次のように改正します。

平成23年3月28日

長野県選挙管理委員会委員長 松葉邦男

別表第1の不在者投票のできる病院中「長野県立駒ヶ根病院」を「長野県立こころの医療センター駒ヶ根」に改める。

選挙管理委員会

旧長野地方裁判所松本支部庁舎1棟（昭和60年長野県教育委員会告示第4号）に上記旧長野地方裁判所松本支部庁舎附門1基及び掲